



令和 5 年
第 2 回市議会（定例会）

議案 3

（議第 10 号～報告第 1 号）

荒 尾 市

令和5年第2回荒尾市議会(定例会) 議案3 目次

議案番号	件名	ページ
議第10号	荒尾市部設置条例の一部改正について	1
議第11号	荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	5
議第12号	荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	11
議第13号	荒尾市情報公開条例の一部改正について	17
議第14号	荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	21
議第15号	荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	25
議第16号	荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	29
議第17号	荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	33
議第18号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	37
議第19号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部改正について	41
議第20号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	45
議第21号	荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	49
議第22号	財産の処分について	53
議第23号	市道路線の認定について	57
議第24号	令和4年度荒尾市一般会計補正予算(第10号)	61
議第25号	令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	115
議第26号	令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	127
議第27号	令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	139
議第28号	令和4年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第2号)	159
報告第1号	専決処分について(損害賠償額の決定)	165

荒尾市部設置条例の一部改正について

荒尾市部設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

現下の行政課題に的確に対応するため、行政組織を改編したいからである。

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

荒尾市部設置条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部
市民環境部
保健福祉部
産業建設部」を「総務部
地域振興部
市民環境部
保健福祉部
建設農水部」に改める。

別表総務部の項の次に次のように加える。

地域振興部

- (1) 商工業に関すること。
- (2) 企業誘致に関すること。
- (3) 雇用及び労働に関すること。
- (4) 観光に関すること。
- (5) 都市計画及び都市開発に関すること。
- (6) スマートシティに関すること。

別表産業建設部の項中「産業建設部」を「建設農水部」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、第10号を第5号とし、第11号を第6号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）PFI事業等審査委員会条例の一部改正）
- 2 荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）PFI事業等審査委員会条例（令和3年条例第11号）の一部を次のように改正する。
第9条中「総務部総合政策課」を「地域振興部スマートシティ推進室」に改める。
（荒尾市観光振興計画策定等委員会条例の一部改正）

- 3 荒尾市観光振興計画策定等委員会条例(令和2年条例第35号)の一部を次のように改正する。
第7条中「産業建設部」を「地域振興部」に改める。
(荒尾市土地改良事業換地委員会条例の一部改正)
- 4 荒尾市土地改良事業換地委員会条例(平成25年条例第43号)の一部を次のように改正する。
第8条中「産業建設部」を「建設農水部」に改める。
(荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部改正)
- 5 荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第11条中「産業建設部」を「地域振興部」に改める。
(荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正)
- 6 荒尾市空家等対策審議会条例(平成28年条例第39号)の一部を次のように改正する。
第8条中「産業建設部」を「建設農水部」に改める。
(荒尾市都市計画審議会条例の一部改正)
- 7 荒尾市都市計画審議会条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第7条中「産業建設部」を「地域振興部」に改める。
(荒尾市住居表示審議会条例の一部改正)
- 8 荒尾市住居表示審議会条例(昭和41年条例第16号)の一部を次のように改正する。
第10条中「産業建設部」を「地域振興部」に改める。

荒尾市個人情報の保護に関する法律施行
条例の制定について

荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市個人情報の保護に関する法律施行
条例

別紙添付

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に必要な整備を行うものである。

荒尾市個人情報の保護に関する法律施行 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条第2号ウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名
- (2) 荒尾市情報公開条例第7条第3号ただし書（支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分に限る。）に掲げる情報

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるの

は「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付又は市の機関が定める方法（以下「写しの交付等」という。）により保有個人情報の開示を受ける者は、写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。写しの交付等を令第28条第4項の規定により送付によって受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正請求の手続）

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（訂正決定等の期限に関する特例）

第8条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第8条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（利用停止請求の手続）

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止決定等の期限に関する特例）

第10条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第10条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(荒尾市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第25号）第2条に規定する荒尾市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(荒尾市個人情報保護条例の廃止)

2 荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）は、廃止する。

(荒尾市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の荒尾市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報の取扱いに従事する旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事する旧実施機関の職員であった者

- (2) この条例の施行の際現に旧条例第10条第2項に規定する受託業務等（以下「旧受託業務等」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託業務等に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第17条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第28条に規定する費用の負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部改正について

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部を改正する条例

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (2) 実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、情報公開に関する重要な事項について調査審議し、答申すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (4) 荒尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (5) 荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第11条又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (6) 市の機関（荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議し、答申すること。

- (7) 第1号又は第2号に掲げる事務を通じて必要があると認める場合に、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べること。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 諮問庁 情報公開条例第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問をした議会をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）又は議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

第8条第1項中「審査会は、」の次に「審査請求に係る事件に関し」を加え、「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第3項中「審査会は、」の次に「審査請求に係る事件に関し」を加え、「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第4項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改める。

第14条を次のように改める。

（審査請求に係る調査審議以外の調査審議）

第14条 審査会は、第2条第2号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同条第5号又は第6号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは市の機

関又は議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 審査会は、第2条第2号に掲げる事務を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同条第5号又は第6号に掲げる事務を遂行するため特に必要があると認めるときは市の機関以外の者又は議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に係る荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に審査会が行っている前項に規定する審査請求に関する調査審議以外の調査審議については、この条例による改正後の第2条に規定する審査会の事務に該当すると認められるものに限り、なお従前の例による。

荒尾市情報公開条例の一部改正について

荒尾市情報公開条例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市情報公開条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

行政文書の開示請求権者について、要件を廃止したいからである。

荒尾市情報公開条例の一部を改正する条例

荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（行政文書の開示を請求できるもの）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように
改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

職員の勤務時間に関し、国に準じて所要の改正を行いたいからで
ある。

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の
一部改正について

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

子どもの医療費について、無償化の対象を拡大することで子育て世帯の負担の軽減を図りたいからである。

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市子ども医療費助成に関する条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「子どもの保護者」を「子ども又はその保護者」に改める。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第5条第1項中「当該子どもの保護者」を「当該子ども又はその保護者」に改める。

第6条第1項中「保護者」を「受給資格者又はその保護者(以下「受給資格者等」という。)」に改める。

第6条の2第1項から第3項までの規定中「保護者」を「受給資格者等」に改め、同条第4項中「受給資格者の保護者」を「受給資格者等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となる者(以下「新受給資格者」という。)に係る医療費の助成については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新受給資格者に係る医療費の助成に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正
に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を
図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健
全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所
外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓
練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項に
ついての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定
し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について
周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなけれ
ばならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保
護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく
取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行
い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での
活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動
車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他
の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用
者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中の「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

民法等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第

2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第50条中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例等の
一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例等の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例等の
一部を改正する条例

(荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(荒尾市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 荒尾市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(荒尾市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 荒尾市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

荒尾市国民健康保険条例の一部改正について

荒尾市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

荒尾市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部
改正について

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

荒尾市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条」を「附則第3条」に改める。

附 則


この条例は、公布の日から施行する。

財産の処分について

次の土地を処分することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 所在地、地目及び面積 | 別表のとおり |
| 2 | 売却の目的 | 土地区画整理事業地内の市有地を売却することで地域の活性化を図るため |
| 3 | 売却予定価格 | 2 0 1 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 売却の相手方 |  |







提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。

別表

処分する土地の所在地、地目及び面積

従前地			仮換地	
所在地	地目	登記地積 (㎡)	所在地	面積 (㎡)
荒尾市大島字南新地			荒尾都市計画事業南	9,842.84
1266番3	雑種地	41	新地土地区画整理事	
1267番	雑種地	479	業地内17-1街区	
1272番1	雑種地	377	1画地	
1304番	原野	636		
1305番	原野	565		
1306番	原野	766		
1307番	原野	854		
1311番	原野	572		
1312番	原野	520		
1317番	雑種地	1,400		
1319番	原野	1,247		
1320番	原野	451		
1321番	原野	641		
1322番	原野	595		
1323番	原野	593		
1327番	原野	895		
1328番	原野	584		
1329番	原野	619		
1330番	原野	544		
1335番	雑種地	1,056		
1336番	原野	591		
1344番	原野	545		
1345番	原野	583		
1346番	原野	555		
1348番	原野	591		
1349番	原野	852		
1351番	原野	563		
1353番	雑種地	745		
1589番1	宅地	976.68		

市道路線の認定について

市道路線について、次のように認定するものとする。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
788	南新地8号線	荒尾市大島字外磯	荒尾市大島字南新地	なし
789	南新地9号線	荒尾市大島字南新地	荒尾市大島字南新地	なし
790	南新地10号線	荒尾市大島字南新地	荒尾市大島字南新地	なし
791	庄園線	荒尾市野原字庄園	荒尾市野原字庄園	なし
792	実盛1号線	荒尾市増永字実盛	荒尾市増永字実盛	なし
793	実盛2号線	荒尾市増永字実盛	荒尾市川登字水洗	なし
794	日嶽橋本線	荒尾市宮内字日嶽	荒尾市宮内字橋本	なし

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172,330千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,111,272千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,305,356	162,366	6,467,722
	1 地方交付税	6,305,356	162,366	6,467,722
15 国庫支出金		6,891,319	△418,914	6,472,405
	1 国庫負担金	4,134,050	△13,974	4,120,076
	2 国庫補助金	2,746,040	△404,940	2,341,100
16 県支出金		2,054,789	△19,698	2,035,091
	1 県負担金	1,507,753	△7,575	1,500,178
	2 県補助金	440,421	△12,123	428,298
17 財産収入		396,807	201,100	597,907
	2 財産売払収入	321,216	201,100	522,316
18 寄 附 金		707,151	2,225	709,376
	1 寄 附 金	707,151	2,225	709,376
19 繰 入 金		2,046,217	△472,845	1,573,372
	2 基金繰入金	2,045,995	△472,845	1,573,150
20 繰 越 金		209,360	301,623	510,983
	1 繰 越 金	209,360	301,623	510,983
21 諸 収 入		372,188	79,913	452,101
	6 雑 入	322,318	79,913	402,231
22 市 債		1,016,527	△8,100	1,008,427
	1 市 債	1,016,527	△8,100	1,008,427
歳 入 合 計		27,283,602	△172,330	27,111,272

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,254,204	172,033	3,426,237
	1 総務管理費	2,644,964	172,033	2,816,997
3 民生費		12,259,638	△35,909	12,223,729
	1 社会福祉費	6,212,723	△8,727	6,203,996
	2 児童福祉費	4,373,171	△27,182	4,345,989
4 衛生費		3,506,369	△124,109	3,382,260
	1 保健衛生費	1,540,312	△184,676	1,355,636
	2 清掃費	1,253,927	60,567	1,314,494
6 農林水産業費		645,830	△3,148	642,682
	1 農業費	529,529	△3,149	526,380
	2 林業費	93,113	1	93,114
7 商工費		640,539	8,825	649,364
	1 商工費	640,539	8,825	649,364
8 土木費		2,088,672	△166,366	1,922,306
	2 道路橋梁費	580,666	△117,699	462,967
	5 都市計画費	804,869	△9,100	795,769
	6 住宅費	436,526	△39,567	396,959
9 消防費		758,948	△19,510	739,438
	1 消防費	758,948	△19,510	739,438
10 教育費		2,194,121	△4,146	2,189,975
	1 教育総務費	203,426	82	203,508
	4 社会教育費	527,288	△1,040	526,248
	5 保健体育費	672,095	△3,188	668,907
歳 出 合 計		27,283,602	△172,330	27,111,272

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント事業費	47,960
3 民生費	2 児童福祉費	清里保育園施設改修費	11,247
7 商工費	1 商工費	炭鉱電車保存整備事業費	100,390
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	21,869
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（万田田添線）	17,500
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（川後田府本線）	26,012
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（野原赤田線）	49,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修）	12,004
8 土木費	5 都市計画費	長寿命化計画策定事業費	6,250
8 土木費	5 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業費	3,245
8 土木費	6 住宅費	住宅施設改修費	9,051
8 土木費	6 住宅費	住宅・建築物安全ストック形成事業費	1,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修費	5,741
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修費	5,741
10 教育費	3 中学校費	中学校 I C T 環境整備事業費	1,507
10 教育費	5 保健体育費	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	15,730

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 31,500	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。
都市計画事業	2,700			
災害復旧	1,600			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車導 入事業	千円 5,600	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れるもの について、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債 権者と協定す るものによる。 ただし、市財 政の都合により 繰上償還をな し、又は低利 債に借換えす ることができる。	千円 1,500	補正前に同じ		
児童福祉施 設整備事業	47,900				56,400			
道路橋梁事 業	130,500				77,300			
義務教育施 設整備事業	85,400				90,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,305,356	162,366	6,467,722
15 国庫支出金	6,891,319	△418,914	6,472,405
16 県支出金	2,054,789	△19,698	2,035,091
17 財産収入	396,807	201,100	597,907
18 寄附金	707,151	2,225	709,376
19 繰入金	2,046,217	△472,845	1,573,372
20 繰越金	209,360	301,623	510,983
21 諸収入	372,188	79,913	452,101
22 市債	1,016,527	△8,100	1,008,427
歳入合計	27,283,602	△172,330	27,111,272

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	6,305,356	162,366	6,467,722
1	地方交付税	6,305,356	162,366	6,467,722
1	地方交付税	6,305,356	162,366	6,467,722
15	国庫支出金	6,891,319	△418,914	6,472,405
1	国庫負担金	4,134,050	△13,974	4,120,076
1	民生費国庫負担金	4,007,910	△13,974	3,993,936
2	国庫補助金	2,746,040	△404,940	2,341,100
1	総務費国庫補助金	820,984	△133,466	687,518
2	民生費国庫補助金	901,001	△7,450	893,551
3	衛生費国庫補助金	460,969	△183,554	277,415
7	土木費国庫補助金	411,130	△80,470	330,660
16	県支出金	2,054,789	△19,698	2,035,091
1	県負担金	1,507,753	△7,575	1,500,178
1	民生費県負担金	1,500,936	△4,420	1,496,516
3	農林水産業費県負担金	6,817	△3,155	3,662
2	県補助金	440,421	△12,123	428,298
2	民生費県補助金	303,245	5,971	309,216
7	土木費県補助金	24,348	△17,394	6,954
9	教育費県補助金	8,586	△700	7,886
17	財産収入	396,807	201,100	597,907

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	162,366	1 普通交付税	
4 児童手当費 国庫負担金	△12,600	1 児童手当費国庫負担金	
8 国民健康保険 保険基盤安定 費国庫負担 金	851	1 国民健康保険保険基盤安定費国庫負担金（保険者支援分）	625
		2 国民健康保険保険基盤安定費国庫負担金（未就学児均等割負担分）	226
12 児童扶養手 当費国庫負 担金	△2,225	1 児童扶養手当費国庫負担金	
1 総務費国庫 補助金	△133,466	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△38,133
		2 デジタル田園都市国家構想推進交付金	△95,333
4 児童福祉費 国庫補助金	△7,450	1 児童福祉費国庫補助金	△1,067
		2 子育て支援交付金	△597
		3 保育対策支援事業費国庫補助金	△5,786
1 保健衛生費 国庫補助金	△183,554	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	△3,500
		2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	△180,054
1 道路橋梁費 国庫補助金	△64,723	1 社会資本整備総合交付金（道路橋梁）	△64,276
		2 道路メンテナンス事業費国庫補助金	△447
11 住宅管理費 国庫補助金	△15,747	1 社会資本整備総合交付金	
3 児童手当費 県負担金	△1,197	1 児童手当費県負担金	
6 国民健康保 険基盤安定 費県負担金	4,275	1 国民健康保険保険基盤安定費県負担金（保険税軽減分）	3,849
		2 国民健康保険保険基盤安定費県負担金（保険者支援分）	313
		3 国民健康保険保険基盤安定費県負担金（未就学児均等割負担分）	113
12 後期高齢者 医療制度保 険基盤安定 拠出金	△7,498	1 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金	
1 農業費県負 担金	△3,155	1 農業委員会費	
4 児童福祉費 県補助金	5,971	1 病児保育事業費県補助金	△597
		2 保育対策総合支援事業費県補助金	5,786
		3 認定こども園施設整備交付金	782
6 住宅管理費 県補助金	△17,394	1 建築物管理費県補助金	
4 社会教育費 県補助金	△700	1 地域学校協働活動推進費県補助金	

(款) 17 財産収入
(項) 2 財産売払収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	2	財産売払収入	321,216	201,100	522,316
	1	不動産売払収入	66,112	201,100	267,212
18		寄 附 金	707,151	2,225	709,376
	1	寄 附 金	707,151	2,225	709,376
	2	民生費寄附金	775	2,225	3,000
19		繰 入 金	2,046,217	△472,845	1,573,372
	2	基金繰入金	2,045,995	△472,845	1,573,150
	1	基金繰入金	2,045,995	△472,845	1,573,150
20		繰 越 金	209,360	301,623	510,983
	1	繰 越 金	209,360	301,623	510,983
	1	繰 越 金	209,360	301,623	510,983
21		諸 収 入	372,188	79,913	452,101
	6	雑 入	322,318	79,913	402,231
	4	雑 入	322,314	79,913	402,227
22		市 債	1,016,527	△8,100	1,008,427
	1	市 債	1,016,527	△8,100	1,008,427
	1	総務債	5,600	27,400	33,000
	2	民生債	47,900	8,500	56,400
	7	土木債	353,400	△50,500	302,900
	9	教育債	246,800	4,900	251,700
	10	災害復旧債	0	1,600	1,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1	土地売却収入	201,100	1 土地売却収入
3	児童福祉費寄附金	2,225	1 児童福祉費寄附金
1	基金繰入金	△472,845	1 財政調整基金繰入金 △471,606 2 市制70周年記念地域活性化基金繰入金 △1,239
1	繰越金	301,623	1 繰越金
8	雑入	79,913	1 雑入(総務課) 485 2 雑入(土木課) 773 3 療養給付費返還金(過年度) 78,655
2	庁舎整備事業債	31,500	1 庁舎整備事業債
8	低公害車導入事業債	△4,100	1 低公害車導入事業債
3	児童福祉施設整備事業債	8,500	1 児童福祉施設整備事業債
1	道路橋梁事業債	△53,200	1 道路橋梁事業債
2	都市計画事業債	2,700	1 都市計画事業債
1	義務教育施設整備事業債	4,900	1 中学校施設整備事業債
1	災害復旧債	1,600	1 土木災害復旧債 1,500 2 社会教育施設災害復旧債 100

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	総 務 費	3,254,204	172,033	3,426,237	△106,839	278,872
1	総務管理費	2,644,964	172,033	2,816,997	△106,839	278,872
1	一般管理費	756,686	58,108	814,794	地方債 △4,100 その他 485	61,723
5	財産管理費	90,373	0	90,373	地方債 31,500 その他 △19	△31,481
6	基金費	540,672	258,392	799,064		258,392
7	企画費	966,335	△143,228	823,107	国庫支出金 △133,466	△9,762
9	文化振興費	99,496	△1,239	98,257	その他 △1,239	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	62,588	1 秘書課公用車購入費 △4,480
17 備品購入費	△4,480	自動車購入費 (△4,480)
		2 総務課人件費 62,588
		退職手当 (62,588)
24 積立金	258,392	1 基金費（総合政策課） 694
		積立金 (694)
		ふるさと創生基金積立金 (694)
		2 基金費（財政課） 257,697
		積立金 (257,697)
		財政調整基金積立金 (257,338)
		減債基金積立金 (286)
		職員退職手当基金積立金 (30)
		土地開発基金積立金 (9)
		市制70周年記念地域活性化基金積立金 (2)
		公共施設整備基金積立金 (32)
		3 基金費（防災安全課） 1
		積立金 (1)
		安心安全まちづくり推進基金積立金 (1)
12 委託料	△138,820	1 地域公共交通活性化事業費 △4,408
18 負担金、補助及び交付金	△4,408	補助金 (△4,408)
		バス路線欠損補助金 (△4,408)
		2 南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント事業費 4,180
		その他委託料 (4,180)
		南新地地区ウェルネス拠点施設整備等民間事業者選定に係るアドバイザー業務委託料 (4,180)
		3 データ連携基盤スマートシティ推進事業費 △143,000
		その他委託料 (△143,000)
		データ連携基盤構築等委託料 (△143,000)
10 需用費	△125	1 荒尾総合文化センター活用事業費 △1,239
12 委託料	△30	消耗品費 (△30)
13 使用料及び賃借料	△1,084	印刷製本費 (△95)
		その他委託料 (△30)
		駐車場整理業務委託料 (△30)
		借上料 (△1,084)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	民生費	12,259,638	△35,909	12,223,729	△9,148	△26,761
	1 社会福祉費	6,212,723	△8,727	6,203,996	△147	△8,580
	1 社会福祉総務費	2,411,701	11,772	2,423,473	国庫支出金 851 県支出金 4,275 その他 2,225	4,421
	2 老人福祉費	299,423	△10,503	288,920		△10,503
	16 後期高齢者医療費	1,216,045	△9,996	1,206,049	県支出金 △7,498	△2,498

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△1,591	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金	3,221 (3,221)
22 償還金、利 子及び割引 料	7,914	国民健康保険特別会計繰出金 2 基金費（福祉課） 積立金	(3,221) 2,228 (2,228)
24 積立金	2,228	社会福祉振興基金積立金	(2,228)
27 繰出金	3,221	3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費 返還金	7,914 (7,914)
		4 認知症コホート大規模調査事業費（時間外手当） 時間外手当	△1,591 (△1,591)
19 扶助費	△10,503	1 養護老人ホーム費 扶助費	△10,503 (△10,503)
27 繰出金	△9,996	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金	△9,996 (△9,996) (△9,996)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,373,171	△27,182	4,345,989	△9,001	△18,181
1	児童福祉総務費	1,235,409	△12,187	1,223,222	国庫支出金 △9,675 県支出金 5,971	△8,483
2	児童措置費	2,950,200	△14,995	2,935,205	国庫支出金 △12,600 県支出金 △1,197	△1,198
5	清里保育園費	119,367	0	119,367	地方債 8,500	△8,500

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	衛生費	3,506,369	△124,109	3,382,260	△183,554	59,445
	1 保健衛生費	1,540,312	△184,676	1,355,636	△183,554	△1,122
	3 予 防 費	990,726	△3,500	987,226	国庫支出金 △3,500	
	5 公害対策費	258,989	△180,054	78,935	国庫支出金 △180,054	
	10 保健事業費	87,536	△1,122	86,414		△1,122

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△3,500	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（人件費） 時間外手当	△3,500 (△3,500)
18 負担金、補助及び交付金	△180,054	1 地球温暖化対策事業費 補助金 住宅用太陽光発電システム等設置補助金 事業者用太陽光発電システム等設置補助金	△180,054 (△180,054) (△50,737) (△129,317)
18 負担金、補助及び交付金	△1,122	1 健康増進事業費 補助金 荒尾市地域保健医療福祉推進事業補助金	△1,122 (△1,122) (△1,122)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,253,927	60,567	1,314,494		60,567
	2 塵芥処理費	909,332	60,567	969,899		60,567

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△19,440	1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 各種負担金	△19,440 (△19,440)
		大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	(△19,440)
24 積立金	80,007	2 基金費（環境保全課） 積立金	80,007 (80,007)
		一般廃棄物処理施設建設基金積立金	(80,007)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

6	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		645,830	△3,148	642,682	△3,155	7
1	農業費	529,529	△3,149	526,380	△3,155	6
	1 農業委員会費	51,929	△3,155	48,774	県支出金 △3,155	
	7 耕地費	164,484	6	164,490		6

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	△3,155	1 農業委員会費（委員報酬費） 委員報酬	△3,155 (△3,155)
24 積立金	6	1 会下地区湧水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（会下）農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金 2 古屋敷地区湧水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（古屋敷）農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金 3 観音寺・南上揚地区湧水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（観音寺・南上揚）農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金	2 (2) (2) 1 (1) (1) 3 (3) (3)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 2 林業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	93,113	1	93,114		1
2	林業振興費	93,113	1	93,114		1

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	1	1 林業振興費 積立金 荒尾市森林環境譲与税基金積立金
		1 (1) (1)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		640,539	8,825	649,364		8,825
1	商工費	640,539	8,825	649,364		8,825
	2 商工振興費	250,827	8,825	259,652		8,825

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	8,824	1 新型コロナウイルス対策事業費（産業振興）	8,825
		各種負担金	(8,824)
		熊本県時短要請協力金負担金	(8,824)
		積立金	(1)
24 積立金	1	荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金積立金	(1)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,088,672	△166,366	1,922,306	△148,364	△18,002
	2 道路橋梁費	580,666	△117,699	462,967	△117,923	224
	2 道路維持費	232,189	750	232,939		750
	3 道路新設改良費	320,259	△118,449	201,810	国庫支出金 △64,723 地方債 △53,200	△526

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	750	1 道路施設改修費 県営事業負担金	750 (750)
12 委託料	△812	1 社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線） 工事請負費	△77,227 (△77,227)
14 工事請負費	△85,721	2 社会資本整備総合交付金事業費（万田田添線） 用地取得費	△28,201 (△10,201)
16 公有財産購入費	△10,501	補償金	(△18,000)
21 補償、補填及び賠償金	△21,415	3 社会資本整備総合交付金事業費（川後田府本線） 用地取得費	△3,715 (△300)
		補償金	(△3,415)
		4 社会資本整備総合交付金事業費（金山六栄線） 工事請負費	△8,494 (△8,494)
		5 道路メンテナンス補助事業費（橋梁定期点検） その他委託料	△812 (△812)
		橋梁定期点検委託料	(△812)

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	804,869	△9,100	795,769	2,700	△11,800
	2 土地区画整理費	249,605	△12,300	237,305		△12,300
	3 街路事業費	0	3,200	3,200	地方債 2,700	500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰 出 金	△12,300	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 特別会計繰出金 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	△12,300 (△12,300) (△12,300)
18 負担金、補 助及び交付 金	3,200	1 街路整備事業費 県営事業負担金	3,200 (3,200)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	436,526	△39,567	396,959	△33,141	△6,426
	1 住宅管理費	432,251	△39,567	392,684	国庫支出金 △15,747 県支出金 △17,394	△6,426

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△39,567	1 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	△31,567 (△31,567)
		戸建木造住宅耐震診断事業補助金	(△373)
		緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金	(△600)
		がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	(△16,586)
		戸建木造住宅耐震設計事業補助金	(△200)
		戸建木造住宅耐震改修工事事業補助金	(△600)
		戸建木造住宅建替工事補助金	(△600)
		戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金	(△200)
		アスベスト含有調査等事業補助金	(△250)
		戸建木造住宅総合支援事業補助金	(△9,000)
		危険ブロック塀安全確保支援事業補助金	(△1,158)
		アスベスト緊急改修促進事業補助金	(△2,000)
		2 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金	△6,000 (△6,000)
		熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	(△6,000)
		3 ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費補助金	△2,000 (△2,000)
		ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金	(△2,000)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

9	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		758,948	△19,510	739,438		△19,510
1	消 防 費	758,948	△19,510	739,438		△19,510
	1 常備消防費	560,615	△19,510	541,105		△19,510

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△19,510	1 有明広域行政事務組合消防負担金 各種負担金 有明広域行政事務組合負担金	△19,510 (△19,510) (△19,510)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,194,121	△4,146	2,189,975	4,381	△8,527
1	教育総務費	203,426	82	203,508	81	1
2	事務局費	198,761	82	198,843	その他 81	1

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	82	1 基金費（教育振興課） 積立金 荒尾市学校教育施設整備基金積立金	82 (82) (82)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	292,736	0	292,736	4,900	△4,900
	1 中学校管理費	142,229	0	142,229	地方債 4,900	△4,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	527,288	△1,040	526,248	△600	△440
	1 社会教育総務費	350,184	△1,040	349,144	県支出金 △700	△340
	9 宮崎兄弟の生家施設管理費	11,971	0	11,971	地方債 100	△100

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	672,095	△3,188	668,907		△3,188
	1 保健体育総務費	39,740	△3,188	36,552		△3,188

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	△3,188	1 保健体育総務費 補助金 市体協補助金	△3,188 (△3,188) (△3,188)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		10,249	0	10,249	1,500	△1,500
	2 土木施設災害復旧費	9,246	0	9,246	1,500	△1,500
	1 土木災害復旧費	9,246	0	9,246	地方債 1,500	△1,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	349 (303)	389,272	1,230,564	850,154	2,469,990	477,710	2,947,700	
補正額	()	△ 6,875		57,497	50,622		50,622	
計	349 (303)	382,397	1,230,564	907,651	2,520,612	477,710	2,998,322	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	39,292	1,549	25,165	18,565	684	2,086	98,949	174
	補正額							△ 5,091	
	計	39,292	1,549	25,165	18,565	684	2,086	93,858	174
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,534	236	17,922	335,950	214,188	24,860	69,000	
	補正額							62,588	
	計	1,534	236	17,922	335,950	214,188	24,860	131,588	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,363,452	8,180,712	(1,234,000) 827,200	△ 9,700	(1,234,000) 817,500
(1) 土木	2,583,458	2,860,318	(142,000) 256,800	△ 50,500	(142,000) 206,300
(2) 教育	2,092,325	2,759,000	(1,031,000) 246,800	4,900	(1,031,000) 251,700
(3) 公営住宅	941,256	920,938	96,600		96,600
(4) 社会及び労働	300	300	47,900	8,500	56,400
(5) 保健衛生	621,960	594,088			
(6) その他	1,124,153	1,046,068	(61,000) 179,100	27,400	(61,000) 206,500
2. 災害復旧費	80,554	88,003		1,600	1,600
(1) 土木	76,003	79,328		1,500	1,500
(2) 農林水産	3,351	7,500			
(3) その他	1,200	1,175		100	100
3. 減税補填債	59,828	41,689			
4. 臨時財政対策債	8,034,495	7,784,126	189,327		189,327
5. 減収補填債	53,800	53,800			
合 計	15,592,129	16,148,330	(1,234,000) 1,016,527	△ 8,100	(1,234,000) 1,008,427

(注) () 書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(1,234,000)		(1,234,000)
773,397		773,397	8,234,515	△ 9,700	8,224,815
			(142,000)		(142,000)
177,986		177,986	2,939,132	△ 50,500	2,888,632
			(1,031,000)		(1,031,000)
206,083		206,083	2,799,717	4,900	2,804,617
122,033		122,033	895,505		895,505
375		375	47,825	8,500	56,325
40,277		40,277	553,811		553,811
			(61,000)		(61,000)
226,643		226,643	998,525	27,400	1,025,925
4,738		4,738	83,265	1,600	84,865
400		400	78,928	1,500	80,428
4,238		4,238	3,262		3,262
100		100	1,075	100	1,175
14,735		14,735	26,954		26,954
758,338		758,338	7,215,115		7,215,115
			53,800		53,800
			(1,234,000)		(1,234,000)
1,551,208		1,551,208	15,613,649	△ 8,100	15,605,549

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,436,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		5,823,181	△30,999	5,792,182
	1 県補助金	5,823,181	△30,999	5,792,182
6 繰入金		690,400	△65,289	625,111
	1 他会計繰入金	621,890	3,221	625,111
	2 基金繰入金	68,510	△68,510	0
7 繰越金		6,643	96,294	102,937
	1 繰越金	6,643	96,294	102,937
歳 入 合 計		7,436,946	6	7,436,952

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 基金積立金		1	6	7
	1 基金積立金	1	6	7
歳 出 合 計		7,436,946	6	7,436,952

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金	1	6	7
歳出合計	7,436,946	6	7,436,952

2 歳 入

(款) 4 県支出金
(項) 1 県補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金	5,823,181	△30,999	5,792,182
1	県補助金	5,823,181	△30,999	5,792,182
1	1 保険給付費等交付金	5,823,181	△30,999	5,792,182
6	繰入金	690,400	△65,289	625,111
1	他会計繰入金	621,890	3,221	625,111
1	1 一般会計繰入金	621,890	3,221	625,111
2	基金繰入金	68,510	△68,510	0
1	1 財政調整基金繰入金	68,510	△68,510	0
7	繰越金	6,643	96,294	102,937
1	繰越金	6,643	96,294	102,937
2	2 その他の繰越金	6,643	96,294	102,937

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 特別交付金	△30,999	1 都道府県繰入金（2号分）
1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	1,249	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	5,133	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）
3 未就学児均等割保険税繰入金	452	1 未就学児均等割保険税繰入金
6 財政安定化支援繰入金	△3,613	1 財政安定化支援繰入金
1 財政調整基金繰入金	△68,510	1 財政調整基金繰入金
1 その他の繰越金	96,294	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 7 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 基金積立金	1	6	7		6
1 基金積立金	1	6	7		6
1 国保財政調整基金積立金	1	6	7		6

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	6	1 国民健康保険財政調整基金積立金 積立金 財政調整基金積立金	6 (6) (6)

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第4号）

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,996千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ913,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		281,782	△9,996	271,786
	1 一般会計繰入金	281,782	△9,996	271,786
歳入	合計	923,522	△9,996	913,526

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		846,447	△9,996	836,451
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	846,447	△9,996	836,451
歳 出	合 計	923,522	△9,996	913,526

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	846,447	△9,996	836,451
歳出合計	923,522	△9,996	913,526

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	281,782	△9,996	271,786
	1 一般会計繰入金	281,782	△9,996	271,786
	2 保険基盤安定繰入金	241,939	△9,996	231,943

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	△9,996	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	846,447	△9,996	836,451	△9,996	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	846,447	△9,996	836,451	△9,996	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	846,447	△9,996	836,451	その他 △9,996	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△9,996	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	△9,996 (△9,996) (△9,996)

令和 4 年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 77,784 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,540,065 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 28 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保留地処分金		51,784	△51,784	0
	1 保留地処分金	51,784	△51,784	0
3 国庫支出金		184,500	△13,000	171,500
	1 国庫補助金	184,500	△13,000	171,500
5 繰入金		210,025	△12,300	197,725
	1 他会計繰入金	210,025	△12,300	197,725
8 市債		1,154,100	△700	1,153,400
	1 市債	1,154,100	△700	1,153,400
歳入合計		1,617,849	△77,784	1,540,065

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		1,499,679	△73,900	1,425,779
	1 南新地事業費	1,499,679	△73,900	1,425,779
3 公債費		38,329	△3,884	34,445
	1 公債費	38,329	△3,884	34,445
歳 出	合 計	1,617,849	△77,784	1,540,065

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 147,000	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 146,300	補正前に同じ		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保留地処分金	51,784	△51,784	0
3 国庫支出金	184,500	△13,000	171,500
5 繰入金	210,025	△12,300	197,725
8 市債	1,154,100	△700	1,153,400
歳入合計	1,617,849	△77,784	1,540,065

2 歳 入

(款) 1 保留地処分金
(項) 1 保留地処分金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保留地処分金	51,784	△51,784	0
1	保留地処分金	51,784	△51,784	0
1	保留地処分金	51,784	△51,784	0
3	国庫支出金	184,500	△13,000	171,500
1	国庫補助金	184,500	△13,000	171,500
1	土木費国庫補助金	184,500	△13,000	171,500
5	繰 入 金	210,025	△12,300	197,725
1	他会計繰入金	210,025	△12,300	197,725
1	一般会計繰入金	210,025	△12,300	197,725
8	市 債	1,154,100	△700	1,153,400
1	市 債	1,154,100	△700	1,153,400
1	土木債	1,154,100	△700	1,153,400

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保留地処分金	△51,784	1 保留地処分金
1 区画整理国庫補助金	△13,000	1 社会資本整備総合交付金
1 一般会計繰入金	△12,300	1 一般会計繰入金
2 都市計画事業債	△700	1 都市計画事業債

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総務費	78,841	0	78,841	△10	10
	1		総務管理費	78,841	0	78,841	△10	10
		1	一般管理費	78,841	0	78,841	地方債 △10	10

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 2 事業費
(項) 1 南新地事業費

2	事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,499,679	△73,900	1,425,779	△61,590	△12,310
1	南新地事業費	1,499,679	△73,900	1,425,779	△61,590	△12,310
	1 南新地事業費	1,499,679	△73,900	1,425,779	国庫補助金 △13,000 地方債 △690 その他 △47,900	△12,310

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	△49,311	1 社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	△26,000
		工事請負費	(△1,411)
21 補償、補填 及び賠償金	△24,589	補償金	(△24,589)
		2 土地区画整理事業費（保留地処分費）	△47,900
		工事請負費	(△47,900)

(款) 3 公債費
(項) 1 公債費

3	公債費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		38,329	△3,884	34,445	△3,884	
1	公債費	38,329	△3,884	34,445	△3,884	
2	利子	13,925	△3,884	10,041	その他 △3,884	

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	△3,884	1 長期債利子（地域開発事業債） 利子及び割引料	△3,884 (△3,884)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
都市計画事業	1,030,300	1,365,585	(150,600) 147,000	△ 700	(150,600) 146,300
地域開発事業		221,800	(35,300) 1,007,100		(35,300) 1,007,100
合計	1,030,300	1,587,385	(185,900) 1,154,100	△ 700	(185,900) 1,153,400

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(150,600)		(150,600)
24,404		24,404	1,488,181	△ 700	1,487,481
			(35,300)		(35,300)
			1,228,900		1,228,900
			(185,900)		(185,900)
24,404		24,404	2,717,081	△ 700	2,716,381

令和4年度荒尾市下水道事業会計補正予算
(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和4年度荒尾市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額445,210千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,677千円、当年度分損益勘定留保資金349,184千円、減債積立金50,000千円及び建設改良積立金5,349千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	838,590千円	151,000千円	989,590千円
第1項 企業債	448,300千円	75,500千円	523,800千円
第2項 補助金	346,615千円	75,500千円	422,115千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,283,800千円	151,000千円	1,434,800千円
第1項 建設改良費	767,771千円	151,000千円	918,771千円

(企業債)

第3条 予算第6条中「448,300千円」を「523,800千円」に改める。

令和 5 年 2 月 2 8 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和4年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			838,590	151,000	989,590	
	1 企業債		448,300	75,500	523,800	
		1 建設改良債	448,300	75,500	523,800	公共下水道事業債
	2 補助金		346,615	75,500	422,115	
		1 国庫補助金	275,350	75,500	350,850	公共下水道国庫補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,283,800	151,000	1,434,800	
	1 建設改良費		767,771	151,000	918,771	
		1 施設建設費	767,771	151,000	918,771	併設雨水ポンプ場耐震・改築設計委託料 ゲートポンプ詳細設計委託料 西原雨水ポンプ場耐水化設計委託料

令和4年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	23,041
減価償却費	633,076
固定資産除却費	12,000
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	322
引当金の増減額	5,176
長期前受金戻入額	△ 295,892
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息	93,460
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	9,298
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 39,616
未払金の増減額(△は減少)	△ 82,602
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	358,260
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△ 93,460
業務活動によるキャッシュ・フロー	264,803
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 820,919
有形固定資産の売却による収入	30,001
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	350,850
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	71,265
寄附金による収入	0
負担金による収入	13,675
国庫補助金等の返還による支出	△ 1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 356,128
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	523,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 515,029
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,771
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 82,554
資金期首残高	309,819
資金期末残高	227,265

令和4年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		405,937	
ロ 建物	796,826		
減価償却累計額	<u>△ 241,177</u>	555,649	
ハ 構築物	14,686,148		
減価償却累計額	<u>△ 4,044,695</u>	10,641,453	
ニ 機械及び装置	2,558,520		
減価償却累計額	<u>△ 1,187,944</u>	1,370,576	
ホ 車両及び運搬具	2,622		
減価償却累計額	<u>△ 980</u>	1,642	
ヘ 工具器具及び備品	7,062		
減価償却累計額	<u>△ 349</u>	6,713	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		1,092,717	
有形固定資産合計			14,074,687
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		1,672	
無形固定資産合計			<u>1,672</u>
固定資産合計			14,076,359
2 流動資産			
(1) 現金預金			227,265
(2) 未収金	171,077		
未収金貸倒引当金	<u>△ 4,985</u>	166,092	
(3) 受取手形	0		
受取手形貸倒引当金	0		
短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(4) 未収収益	0		
未収収益貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(5) その他流動資産			0
流動資産合計			<u>393,357</u>
資産合計			<u><u>14,469,716</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,864,076	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	78,148		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	78,148	
固定負債合計			5,942,224
4 流動負債			
(1) 企業債		505,557	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 短期リース債務		0	
(4) 未払金		159,207	
(5) 前受収益		0	
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,561		
ハ 法定福利引当金	707		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	5,268	
(7) 預り金		92	
(8) その他流動負債		0	
流動負債合計			670,124
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		8,384,334	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 2,584,671	
繰延収益合計			5,799,663
負債合計			12,412,011

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	1,013,697	1,663,017	
資本金合計			1,663,017
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,044		
ロ 国県補助金	155,940		
資本剰余金合計		198,984	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	50,000		
ロ 建設改良積立金	122,663		
ハ 当年度未処分利益剰余金	23,041		
利益剰余金合計		195,704	
剰余金合計			394,688
資本合計			2,057,705
負債資本合計			14,469,716

専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により別紙のとおり議会に報告する。

令和5年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

公用車による物損事故に係る損害賠償について

公用車による物損事故に係る損害賠償について、市は相手方と
 和解し、これに対する損害を賠償するため、次のとおり専決処分を
 行った。

専決処分 の番号	専決処分の日	事故の概要	損害賠償の額	損害賠償の相手方
第1号	令和5年 1月25日	令和4年12月5日 午前9時45分頃、荒尾 市緑ヶ丘1丁目1番地 1において、市職員が運 転する公用車が駐車場 に設置してある電柱の 支線に接触し、この一部 を破損させたもの	8,522円	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
第2号	令和5年 1月25日	上記の事故において、 当該支線を固定する舗 装の一部を破損させた もの	55,000円	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■